2　法第百十六条の五の帳簿は、送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務を行う事務所ごとに作成して備え付け、記載又は記録の日から五年間保存しなければならない。

3　前項に規定する帳簿の保存を電磁的記録に係る記録媒体により行う場合においては、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない。

（認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会への情報提供）

**第四十条の八の九**　法第百十六条の七の総務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一　法第百十六条の二第二項第一号イに該当する電気通信事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先

二　その他認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務を適正に行うために総務大臣が必要と認める情報

（公示）

**第四十条の八の十**　法第百十六条の八及び第四十条の八の六第三項の公示は、官報で告示することによつて行う。

**様式第23**（第30条関係）

［略］

［注１　略］

２　利用者の端末設備が送信型対電気通信設備サイバー攻撃を行うことの禁止に関する技術的条件又はアクセス制御機能の識別符号に係る設定に関する技術的条件を設定又は変更しようとする場合には、その旨を記載すること。

３　［略］

４　［略］

**様式第38の３の２**（第40条の８の２第１項関係）

認定申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　　所
（ふりがな）
名称及び代表者の氏名（代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）㊞
連 絡 先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電気通信事業法第116条の２第１項の規定により、認定を受けたいので、次のとおり申請します。

| | |
|---|---|
| 特定会員の氏名又は名称 | |
| 送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務の範囲 | |
| 送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務の実施の方法 | |

**様式第23**（第30条関係）

［同左］

［注１　同左］

［新設］

２　［同左］

３　［同左］

［新設］